

板橋区区政資料室設置要綱

昭和62年1月31日(区長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、板橋区における情報公開制度及び個人情報保護制度を充実し、もって区民と区政の協力と信頼を育むため、板橋区区政資料室の設置及び管理等に関して、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 東京都板橋区役所本庁内に板橋区区政資料室(以下「資料室」という。)を置く。

2 資料室に、図書館法(昭和25年法律第118号)第4条第1項に規定する司書又はこれに相当する職員として、著作権法施行規則(昭和45年12月23日文部省令第26号)で定める職員を置く。

(開室日及び利用時間)

第3条 開室日は、次に掲げる日を除く日とする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

2 閲覧コーナーの利用時間は、午前8時45分から午後5時までとする。

(業務)

第4条 資料室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 情報公開に関すること。
- (2) 個人情報の保護に関すること。
- (3) 行政資料等の収集、管理、閲覧、貸出し及び複写に関すること。
- (4) 有償刊行物の頒布に関すること。
- (5) 板橋区で作成した全パンフレットの収集及び配布に関すること。
- (6) 区政情報閲覧用端末機の利用に関すること。
- (7) 視聴覚ライブラリーの視聴及び貸出しに関すること。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、資料室の運営について必要な事項は、区政情報課長が定める。

付 則

この要綱は、昭和62年2月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成22年4月1日から施行する。